

春の全国火災予防運動

火災一件当たり損害額

たばこ一本百七十万円

ストーブ一台、三百八十万円

2月28日～3月13日



毎日火災予防運動

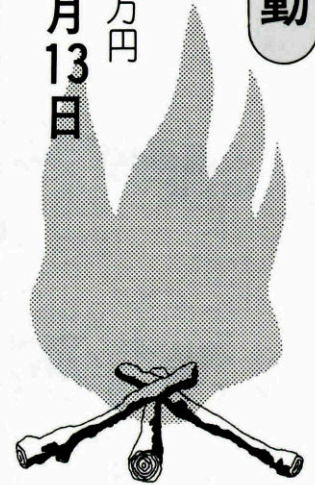
今から春先にかけては、空気が乾燥して強い風が吹くことも多く、一年のうちで火災の最も発生しやすい季節です。

昭和五六年版の消防白書によると、昭和五五年中には、全国で一時間にはば七件の割で火災が発生しています。これを出火原因別に

全国町村議会議長会自治功勞者表彰

- 岡藤義昭（一五年以上在職）
- 平岡清一（ ）
- 林 常之（ ）
- 山口県町村議会議長会自治功勞者表彰

林 憲明（二年以上在職）



見ると、たばこ、火あそび、たき火の順で多く、ちよつとした不注意によるものがほとんどです。

今年も二月二十八日から三月三十一日までの二週間「春の全国火災予防運動」が行われます。火災によって失なわれたものは元に戻すことは不可能です。火の元には、くれぐれも気をつけましょう。

ストーブが一件当たりの火災損害額のトップ

昭和五五年中に起こった火災のうち、ストーブによる火災は損害総額ではたばこに、「一位」の座を譲っているものの、一件当たりの損害額では断然トップです。

これは、ストーブが家庭道具の集中した部屋で使われるともいえますが、最大の原因は火災が起った場合の炎が大きく、初期消火が難しいという点にあります。

ストーブはわたしたちに「ぬくもり」を与えると同時に、財産や生命を奪うこととなる危険性も秘めています。家や家庭道具ならあきらめもつきませんが、命を燃やされてはたまりません。ストーブには、くれぐれもご注意、ください。



山歩く心にいつも火の用心

昭和五五年には、全国で四、二〇件の山火事が発生しましたが、

このうち、約七三％に当たる三、〇〇五件が二月から五月の四か月に集中しています。

「森林は国土の宝」といわれるように、緑の山は、水資源の確保や国土を災害から守る役目を果たして、わたしたちの生活を豊かにしてくれます。

しかし、森林がこのような目的で利用できるようになるまでには五〇年、一〇〇年という長い年月が必要で、

ところが、ひとたび山火事が発生すると、こうした、歳月と資金と労力が一瞬のうちに灰になってしまします。

こうした山火事を防ぐため、毎年、春の全国火災予防運動の前半一週間（二月二十八日～三月六日）に全国山火事予防運動が行われます。

わたしたちの暮らしに欠かせない貴重な森林を山火事から守るために、山で働く人や行楽で山に出掛ける人は、次のことに十分気を付けましょう。

- たき火をしたときは、後始末を完全にす。
- たばこの吸殻は必ず消す。
- 車からたばこの吸殻を投げ捨てない。
- 強風または乾燥時および枯草などのある場所では、マッチを使ったり、たき火をしない。
- 子供に火遊びをさせないよう注意する。
- 火入れをするときは必ず許可を受ける。

所得税の申告と納税は三月十五日までです

所得税の確定申告の期限は、三月一日（月）ですが、もうお済みでしょうか。

所得税は、あなた自身が所得を計算し、税額を算出して納付する申告納税制度をとっております。

申告をしなければならぬ人が申告をしなかったり、誤った申告をしたりますと、あとで不足の税金を納めるだけでなく、加算税などの余分な税金も納めなければならぬこととなりますので、忘れずに正しい申告をしてください。

昨年新しく開業された方、給料のほかに副収入のあるサラリーマンの方なども、確定申告の必要があるかどうか今一度、お確かめください。

ところで、昭和五六年分の所得税については、特別減税が行われることとなっております。

この特別減税は、昭和五六年分の特別減税前の所得税額が納税者本人五〇〇円、その控除対象配偶者及び扶養親族一人当たり五〇〇円として計算した金額の合計額のいずれか少ない額を所得税額から控除する方式で行われます。

なお、所得税の便利な納税の方法として、預金口座から振替によって自動的に納税できます。

この機会に、口座振替納税制度を利用されるようお勧めします。手続きは、税務署か金融機関、又は町役場税務課にご相談ください。